

○大野町小中学校のあり方外部検討委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 大野町における児童生徒数の推移を踏まえ、大野町立小中学校（以下「小中学校」という。）の将来を展望した学校教育環境のあり方について、学校、保護者、地域と熟議し、それぞれが広い視野で学校と地域との良好な関係性を見つめ直し、小中学校の適正規模、適正配置を検討するため、大野町小中学校のあり方外部検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、望ましい小中学校のあり方について調査及び検討を行い、町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 保護者代表
- (4) 地域代表
- (5) 小中学校代表
- (6) 認定こども園代表
- (7) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、前条に規定する答申を行った日までとする。

4 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日後最初に開かれる委員会は、町長が招集する。